

いま困っていること、知りたいことはどんなことですか？

仕事を続ける中で、さらに妊娠、出産、育児を迎える中での不安や悩みを抱えながら、毎日を過ごしていらっしゃいませんか？
次のようなことがありましたら、お気軽に相談して下さい。



男女差別的取扱いについて

- 採用面接に応募すると、性別を理由に断られた。
- 男性と同じように仕事をしているのに、女性は男性より昇進が遅いのはなぜ？
- 会社でセクハラを受けたがどこに相談すればいいの？

母性健康管理について

- 妊婦健診で会社を休みたい。
- 体調不良で休んでいたら「そんなに休むならパートになって」と言われた。
- 妊娠中の体調不良で医師から会社を休むよう指導されたけど会社へどう伝えればいいの？

パートタイム労働について

- 正社員は昇給するのに、パートは何年働いても同じ賃金なの？
- 頑張っているのにずっとパートのまま。正社員になれないの？

介護をするときに

親が要介護になったのだけれど、介護のために会社を休むことはできる？

妊娠をしたときに

- パートや契約社員は妊娠したら会社を辞めなくてはいけないの？
- 妊娠を会社へ報告すると、「子どもが小さい間は大変だろうからいったん退職しては？」と言われた。

育児をするときに

- 「育児休業を1歳まで取りたい」と相談したら、休業期間を短くするよう言われた。
- パートや契約社員も育児休業は取れるのかしら？
- 復職したいけど保育園に子どもを迎えに行くのに勤務時間を短くしてもらいたい。
- 子どもがまだ小さいのに残業が多くて困る。どうにかならない？
- 男性も育児休業はできる？

ご相談の内容に応じて以下のような対応をしています。

■ご相談が労使紛争である場合・・・

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する労働者と事業主との間で民事上のトラブルが生じた場合、**紛争解決援助制度**を利用する方法があります。

雇用均等室では相談内容に応じて、法律の内容や紛争解決援助制度等の説明を行います。

●労働局長による援助

労働局が労働者と事業主双方から事情を伺った上で、問題解決に必要な助言などの援助を行います。

●調停会議

調停委員（労働問題の専門家）が労働者と事業主双方から事情を伺った上で、調停案を作成します。

紛争解決援助の特徴

公平・中立性
互譲性
簡易・迅速性
無料
プライバシー保護
不利益取扱いの禁止

■ご相談の内容に上記の法律に違反する疑いがある？

雇用均等室では、上記の法律で義務づけられている事項に関して法違反がある場合には、行政指導を行っています。

職場での妊娠・出産に関するトラブル、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業法、パートタイム労働法についての相談窓口

福井労働局雇用均等室へ 電話 (0776) 22-3947

相談受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日から金曜日 ※祝日は除く）

場所 〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階

相談は無料で、プライバシーも守られます。匿名での相談も可能です。お気軽にお電話ください。